

市役所の事務事業をチェックしました

本年度臼杵市議会では議会の役割の一つの「執行機関の監視機能」を強化する目的で、市役所が行う事務事業の検証を行いました。部会(委員会単位)ごとに検証する事務事業を選定した後、担当部署から対象事業のヒアリングを実施。その後は現場の視察や先進地への行政視察なども行いながら、対象事業の必要性や課題・問題点などについての調査検証を行ってきました。

検証の結果を「事務事業に対する意見」としてまとめ、12月20日に市長に提出しました。今後も、市役所の仕事に適正かつ効率的に行われているかを議会としてしっかりチェックしていきます。なお、各部会が検証した事務事業は下記のとおりです。

○総務部会

- ①地域振興協議会設立推進事業
- ②地域公共交通対策事業
- ③監査事務
- ④市有地管理業務

○建設産業部会

- ①農業用施設整備事業
- ②有害鳥獣捕獲事業
- ③地籍調査事業(臼杵・野津)
- ④企業立地促進助成金
- ⑤特例債による周辺地域道路改良工事(臼杵・野津)

○教育民生部会

- ①臼杵・野津学校給食センター管理運営事業
- ②公民館事業
- ③臼杵市体育協会補助金事業
- ④臼杵市体育施設管理運営事業
- ⑤臼杵市にこにこ保育支援事業
- ⑥介護予防事業



政策提言を行いました

12月11日、臼杵市水資源調査特別委員会が市長に政策提言書を提出しました。当特別委員会は、近年の河川水量の減少や、全国的な外国資本による森林買収などが臼杵市にとっても喫緊の課題と考え、水資源の問題や課題の調査研究に取り組んできました。その結果を下記のように政策提言として取りまとめ、市長に提出しました。

- ①「水源かん養森林」整備を各部署を超えて協議を行うことと、水源確保に向けた環境教育(生涯教育)の実施を図ること
- ②「水資源確保」のための事業実施に資する基金の検討を行うこと
- ③渇水(緊急時)に強い給水体制の構築に向け検討を行うこと

3月定例会のケーブルテレビ放送

次回3月定例会の放送日程は、2月末に決定します。放送日程が決まり次第、12チャンネル(121ch)でお知らせします。ぜひご覧ください。

○一般質問

以下4名の議員が会派代表者質問を、7名の議員が個人質問をしました。

代表質問

臼政会(大戸祐介)

- 1.子育て環境の充実について
- 2.臼杵港湾整備事業について

創政会第3(足立善己)

- 1.産業の振興について
- 2.定住促進対策について

新市民クラブ(堀孝則)

- 1.市民の安心・安全について
- 2.これからの農林業対策について

臼新会(匹田郁)

- 1.臼杵市と津久見市の合併協議について
- 2.県立高校問題について
- 3.高齢者施策について

個人質問

加茂千恵子

- 1.がん無料クーポンのコール、リコール(個別受診勧奨)導入について
- 2.フツ化物洗口で虫歯予防を、について
- 3.子ども医療費助成の拡充について
- 4.メガソーラーの設置届け出義務について

平川哲郎

- 1.伊方原発について
- 2.中野市政の目玉(セールスポイント)について
- 3.介護保険の改定案について
- 4.国保税の支払い回数を10回、12回に変更することについて
- 5.学童保育・児童館の時間延長について
- 6.歩道・道路の改善について

若林純一

- 1.防災まちづくり検討会議について
- 2.洲崎口避難ループ橋について
- 3.観光交流センターについて
- 4.「旧中国陶磁美術館」の購入価格について

長田徳行

- 1.生活困窮者対策について
- 2.自殺対策について

林壯一朗

- 1.臼杵市のPRの方法について
- 2.防災対策について

土谷桂山

- 1.教育問題について
- 2.市役所の非正規職員の待遇問題について
- 3.市の職員の提案制度の導入について

奥田富美子

- 1.障がい者移動支援サービスについて
- 2.臼杵中央公民館の利用状況について
- 3.竹宵について

会議録の公開について

臼杵市議会の会議録は下記の場所や臼杵市ホームページで公開しています。なお、12月定例会の会議録は、2月末に閲覧できるようになります。

臼杵地区:市民課、臼杵図書館

野津地区:市民生活推進課、中央公民館図書室

URL:<http://www.city.usuki.oita.jp/>

臼杵市議会だより

問合せ先 議会事務局
☎0972-63-1111 (内2213)

平成25年臼杵市議会12月定例会(12月3日~20日) 平成25年12月定例会の内容についてお知らせします。

◎主な議決結果 以下のとおり原案可決、承認、採択されました。

○臼杵市歴史資料館条例の制定について

臼杵藩ゆかりの貴重な文化財や歴史資料等を供覧するとともに、市民の生涯学習や学校教育に活かすことを目的として、臼杵歴史資料館を設置するもの

○臼杵市庁舎等使用料条例等の一部改正について

消費税率の改定に伴い、使用料等の改正を一括して行うもの

○臼杵市督促手数料および延滞金徴収条例等の一部改正について

地方税法の改正に伴い改正された臼杵市税条例の規定にあわせ、同様の延滞金割合を定めている使用料等の税外収入についても同様に引下げを行うもの

○臼杵市公共下水道条例等の一部改正について

消費税率の改定に伴い、上水・下水道料金等の消費税について改正を行うもの

○臼杵市営墓地条例の一部改正について

区画使用者から返還され空き区画が発生していることから、それらの区画の面積及び使用料設定の見直しを行うもの

○臼杵市営住宅条例の一部改正について

公営住宅法の規定に基づき、大分県住宅供給公社に臼杵市営住宅の管理を代行してもらうため、所要の改正を行うもの

○臼杵市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

特定公共賃貸住宅の運営について、指定管理とするために必要な改正を行うもの

○臼杵市社会教育委員条例の一部改正について

第3次地方分権一括法に基づき、委員の委嘱要件を条例で定めるとされたことから、法の基準どおりに要件を定めるもの

○臼杵市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

簡易水道事業の改廃を行うもの

廃止:川野簡易水道事業、松原簡易水道事業
供用開始:上北簡易水道事業

○臼杵市ほんまもの里農業推進センター条例の一部改正について

ほんまもの里農業推進センターの運営に指定管理者を指定することができるよう、所要の改正を行うもの

○新たに生じた土地の確認および字の区域の変更について

諏訪と板知屋の漁港内埋立工事が竣功認可を受けたことから、埋立てにより新たに生じた土地を確認するとともに、その土地を近傍の字に編入するもの

○字の区域の変更について

県営農村振興総合整備事業によるほ場整備が竣工したことから、換地処分を行うため、字の区域を変更するもの

○新市建設計画の変更について

合併特例債の発行が平成31年度まで可能となることに伴い、防災体制の強化等の視点を加えるとともに、計画期間の延長を行うよう、新市建設計画を変更するもの

○平成25年度補正予算

- ・臼杵市一般会計補正予算(第3号)および(第4号)
- ・臼杵市水道事業会計補正予算(第1号)
- ・臼杵市石仏特別会計補正予算(第1号)
- ・臼杵市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- ・臼杵市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ・臼杵市地域情報化推進事業特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第1号)
- ・臼杵市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ・臼杵市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◎閉会中継続審査事件

9月議会で閉会中の継続審査事件となっていた平成24年度の決算認定議案(12議案)については、11月15日に決算委員会を開催し、審査を行いました。その結果、12月議会で委員長報告のうえ、全て承認されました。

◎意見書

- TPP決議の実現を求める意見書
 - ・農林水産分野の重要5品目について
 - ・速やかな情報の公表について

平成25年 白杵市の農地賃借料情報

農業委員会では、農地の賃貸借の目安となる1反(1,000㎡)当たりの賃借料をお知らせしています。25年分の賃借料は以下のとおりです。

白杵地域

地区名	地目	最高平均金額(円)	最低平均金額(円)	平均金額(円)	データ数	備考(最高額土地利用状況)
白杵地区(前田、野田、望月、深田、家野)	田	15,534	8,639	12,232	32	稲作
	畑	23,575	6,628	12,116	11	露地野菜、施設野菜
下ノ江地区(大野)	田	6,187	5,760	5,844	7	稲作
下北地区(井村、稲田、藤河内)	田	9,277	5,720	6,967	26	稲作
上北地区(末広)	田	14,000	4,926	8,039	40	稲作
	畑	11,132	11,132	11,132	8	カボス
南津留地区(吉小野、中白杵、搔懐、左津留、乙見)	田	13,256	9,629	10,847	54	稲作
	畑	11,250	11,250	11,250	10	露地野菜

野津地域

地区名	地目	最高平均金額(円)	最低平均金額(円)	平均金額(円)	データ数	備考(最高額土地利用状況)
野津地区(野津市、原、宮原)	田	10,393	10,393	10,393	14	稲作
	畑	11,411	7,170	9,179	18	露地野菜、果樹
田野地区(福良木、亀甲、山頭)	田	11,520	11,520	11,520	2	稲作
	畑	12,519	5,412	9,358	23	施設野菜、露地野菜
川登地区(泊、清水原、落谷)	田	5,760	5,760	5,760	21	稲作
	畑	20,000	20,000	20,000	5	施設野菜
南野津地区(前河内、吉田、秋山、西畑、東谷)	畑	13,223	10,370	11,927	233	露地野菜、施設野菜、茶
戸上地区(千塚、藤小野)	田	11,520	11,520	11,520	6	稲作
	畑	10,000	9,834	9,917	2	露地野菜

※使用賃貸契約は含めていません。

※コメの1袋(30kg)単価は25年産前渡金実績から5,760円とする。

農政施策に関する建議を提出

11月22日、白杵市農業委員会(正田忠公会長)が中野市長へ白杵市の農業施策の推進や充実などを要望する「農政施策に関する建議書」を提出しました。この建議書の内容を踏まえ、市の施策などについて意見を交換しました。



問合せ先 農業委員会事務局(内222・野津庁舎)

見つめ直してみませんか？ 暮らしの中の身近な人権！

皆さんの暮らしの中に、次のような人権の重要課題が今もなお存在します。

- 同和問題
- 障がいのある人の人権
- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 外国人の人権
- 医療をめぐる人権
- さまざまな人権

これらの差別の解消と人権尊重の社会を実現するためには、家庭、地域、学校、行政などが、それぞれの役割を果たし、相互に連携をしながら効果的で実践的な人権・同和教育や啓発を推進することが大切です。

家庭では

大人の意識や態度が子どもの成長・発達に大きく影響することを理解し、良好な親子関係を築く中で互いの人権を尊重する意識を培いましょう。

企業では

差別のない公正な採用選考や相互に信頼し合える人間関係が求められており、これらの視点に立った人権研修を行いましょう。

地域では

地域ではさまざまな地域活動を通じて一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成しましょう。

学校では

友だちとの人間関係を通じて社会性が培われる場であり、この時期における実践的な人権教育を積極的に進めます。

行政は

行政のあらゆる施策が人権尊重を基礎として展開されることが求められるため、人権問題を正しく理解・認識することが重要であり、すべての職員が人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。

人は皆、かけがえのない存在であり、さまざまな個性や可能性をもっています。そして、誰もが「一人の人間として自分らしく生きる」権利をもっています。一人ひとりの人権が尊重される社会を築きましょう。

問合せ先 同和人権対策課(内1611・白杵庁舎)

コミュニティ

だより

No.55

避難所開設・運営マニュアル作成中

白杵のまちづくりのルールである「白杵市まちづくり基本条例」。この条例の基本原則である「総参加」「人権尊重」「協働」「情報共有」に沿って「避難所開設・運営マニュアル」を作成しています。

平成24年に行った「総合防災訓練」では、各地区の自主防災会が中心となり、区長や防災士が率先して避難誘導を行いました。訓練では、大分県内でも初めてとなる「避難所運営訓練」を実施し、避難所運営の必要性を感じました。

そこで、実践的な「避難所開設・運営マニュアル」を作成するために、これまでに10回の市民参画会議を開催し、3月完成を目標に作業を進めています。

このマニュアルに必要であると思われる事項などについて、多くの市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。

問合せ先 コミュニティ防災課
(内2131・白杵庁舎)

臼杵市議会議員選挙 立候補予定者説明会

4月20日執行の臼杵市議会議員選挙立候補予定者の説明会を次のとおり行います。立候補予定者または関係者の方は必ず出席してください。

と き 3月6日(木) 13:30～
と ころ 臼杵市役所 臼杵庁舎 203・204会議室
注意事項 代表者は印鑑をご持参ください。
出席者は1候補3人以内でお願いします。

臼杵市議会議員選挙
投票日 4月20日(日)
告示日 4月13日(日)
定 数 18名

問合せ先 臼杵市選挙管理委員会事務局(内3150・臼杵庁舎)

桜まつりフリーマーケット出店者募集

と き 3月30日(日)10:00～14:00 雨天中止
と ころ 大手門公園(臼杵城址大手門入口南側)
対 象 個人、団体(代表者は18歳以上)
※販売業者、専門業者を除く
出店料 無 料
出店商品 日用雑貨、衣類、おもちゃなどで使用可能な物※飲食物、動植物、危険物などは不可
募集店数 20店(多数時は抽選)
申込方法 はがきに代表者の住所、郵便番号、氏名、生年月日、電話番号、参加人数、出店内容(種類・数)を記入し、3月13日(木)(必着)までに環境課(〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1)へ。
注意事項 ・出店者には許可証を送付します。
・応募が少ない場合は中止することがあります。
・出品商品のトラブルなどは出店者の責任で対応をお願いします。

問合せ先 環境課(内1133・臼杵庁舎)

子育て支援講演会

子育てに悩みや迷いはつきものです。子育ての喜びや苦しみをみんなで分かち合いませんか。

お父さん、お母さん、お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

と き 3月1日(土)13:30～15:00 受付13:00～
と ころ 臼杵市中央公民館1階 中会議室
演 題 がんばりすぎてませんか、あなたの子育て
講 師 広岡 智子氏
(子どもの虐待防止センター理事・相談員)

定 員 60名
参加料 無料
託 児 有り

申込み 直接または電話で福祉課子育て支援室へ申し込んでください。



広岡 智子氏

問合せ先 福祉課子育て支援室(内1176・臼杵庁舎)

本人通知制度をご利用ください ～個人情報不正利用を防ぎましょう～

住民票の写しや戸籍を不正に取得し、身元調査に利用したり、犯罪に悪用するなどの事件が全国で起きています。不正取得による個人情報の漏えい・転売阻止や権利侵害の防止のために「本人通知制度」をご利用ください。この制度では、第三者が住民票の写しや戸籍謄本など取得した場合に登録している本人に通知します。

登録できる方 臼杵市に住民登録している方、臼杵市に本籍を有する方
対 象 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書)、戸籍記載事項証明書、戸籍の附票
受 付 市民課(臼杵庁舎)、市民生活推進課(野津庁舎)

問合せ先 市民課(内1190・臼杵庁舎)
市民生活推進課(内1113・野津庁舎)
同和人権対策課(内1611・臼杵庁舎)

2月公営住宅入居募集

住宅名	募集戸数	建設年度	階数・間取	単身入居	エレベーター
[県営] 上臼杵住宅	1戸	昭和59年度	2階・3DK	○	×
[県営] 上臼杵住宅	2戸	昭和59年度	5階・3DK	○	×
[市営] 市浜住宅	1戸	昭和59年度	1階・3K	○	×

募集期間 2月3日(月)～17日(月) 18:00まで
注意事項 ・多数時は抽選。
・入居には連帯保証人(県内在住者)2名が必要です。
・一般の公営住宅の申込みは、世帯の月額所得基準(各種控除後)が158,000円以下の基準に該当する方が対象です。
・入居資格などは、お問合せください。

問合せ先 都市デザイン課(内1322・臼杵庁舎)
市民生活推進課(内114・野津庁舎)

市営墓地の使用者募集

区分	区画数	区画面積	永代使用料
植山墓地A	3	6㎡(2m×3m)	300,000円
植山墓地B	12	4.5㎡(1.5m×3m)	225,000円
戸室墓園	2	6㎡(2m×3m)	318,000円

募集期間 2月3日(月)～4月15日(火)
抽選日 4月27日(日)(予定)
応募資格 臼杵市内に居住または市内に親族がいる方で、市内に本人または同一世帯員が所有する墓地(市営墓地を含む)が無く、使用許可後1年以内に墓碑を設置できる方
申込み 環境課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、直接、環境課へ申し込んでください。
注意事項 申込みは1世帯1区画までです。抽選で使用者・使用区画を決定します。

詳しくは、臼杵市ホームページをご覧ください、お問い合わせください。

問合せ先 環境課(内1133・臼杵庁舎)

平成26年度の健康診査

4月から11月に特定健康診査などを実施します。2月中旬に対象者へ希望調査票を送付しますので、返送をお願いします。

国保加入の方(40～74歳)

「特定健康診査等受診希望調査票」を送付します。
対象 平成26年2月1日時点で国保加入の40～75歳(平成27年3月31日の年齢)の方
※定期的に医療機関を受診している方や今年の1～3月に受けた(る)方も対象です。

35～39歳の市民

「若年者健診等受診希望調査票」を送付します。
対象 35～39歳(昭和50年4月1日～昭和55年4月1日生まれ)の臼杵市民
※若年者健診は臼杵市独自事業です。
申込方法 2月28日(金)までに、同封の返信用封筒での郵送または直接、保険健康課(臼杵庁舎)、市民生活推進課(野津庁舎)、野津保健センターへ申し込んでください。

問合せ先 保険健康課(内1144・臼杵庁舎)

住民票などへ^{かたがき}方書の表示を実施します

近年、アパートなどの集合住宅の増加により、地番だけでは各種通知などが届かない事例が生じています。これを解消するために、3月3日(月)から方書を住所の一部として住民票などに記載します。住民異動届に方書を記入して届出をした方は、方書が表示されるようになります。方書を登録していなくて表示を希望する方や方書の表示を修正する方は、届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

変更前 臼杵市大字臼杵72番地の1

変更後 臼杵市大字臼杵72番地の1

△△アパート101号

※方書とは、アパートやマンションなどの「建物名・部屋番号」「〇〇様方」のことです。

方書を表示する証明書類 住民票の写し、住民記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、転出証明書

問合せ先 市民課(内1194・臼杵庁舎)
市民生活推進課(内1113・野津庁舎)